

療育サポートプラザ

～3月29日にオープン～

【問】福祉課 ☎(28)9134

3月29日(日)に、療育サポートプラザ(北丹町2、☎(28)8288)を開設します。障害のある方や子育てに悩んでいる方、地域の方などが楽しく集い交流できる場所として、次の事業を行います。療育サポートプラザは旧和楽荘(老人ホーム)の土地・建物を活用した施設です。



①療育サポート事業

「言うことを聞かない」「落ち着きがない」「生活習慣がいつになっても身に付かない」など感じていたり、保育園や学校の生活になじめず戸惑っていたりする場合、その子の個性に合わせた対応や環境を整えると、育児で気になることが少しずつ改善します。

このような家族からの相談に知的障害や発達障害に精通した相談員が応じるほか、遊びや学習を体験して、その子に合った生活の仕方やサービスの利用をアドバイスします。

▼相談日時/火・金曜日 午前9時～午後4時(祝休日・年末年始を除く)

②部屋の貸し出し

障害のある子どもの保護者などのグループを対象に、交流活動などができる部屋を無料で貸し出します(年末年始を除く)。

▼利用時間/午前9時～午後5時

▼申し込み/月～金曜日の午前10時～午後5時に、電話で療育サポートプラザ(祝休日・年末年始を除く)

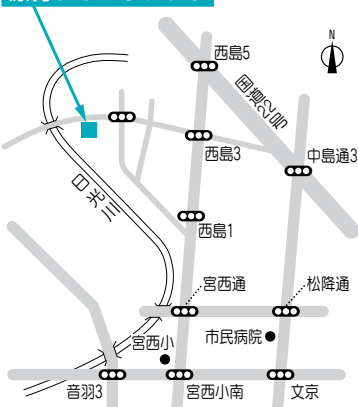
※受付開始日は3月30日(月)

③障害者の活動の場

障害のある方が昼間通所し、創作活動や生産活動を行ったり、必要な介護を受けたりするなど、障害のある方の自立に向けた支援を行う場を設置します。この事業は、社会福祉法人樫の木福祉会(☎(63)2111)が4月から開始します。生産活動として5月から喫茶店・雑貨店を運営する予定です。



療育サポートプラザ





4月から小学生の通院医療費の3分の2を助成

【問】 保険年金課 ☎(28)9013

| | | | |
|----|------|----------------------|-----|
| 通院 | 助成対象 | 自己負担額の3分の2を助成 | |
| 入院 | | 助成対象 (20年4月診療分から) | |
| | 未就学児 | 小学生 | 中学生 |

子ども医療費助成を拡大

4月から、子ども医療費の助成を拡大します。今までは未就学児の入通院と、小中学生の入院が助成対象でした。4月診療分から、12歳に達した日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの通院医療費のうち、自己負担した健康保険適用分の3分の2が助成されます。

子ども医療費助成は、小中学生には受給者証を発行しません。小学生の通院医療費の助成を受けるには、医療機関で医療費を支払った後、申請が必要です。診療日の翌月以降に申請してください。原則、申請月の翌月末に払い戻されます。

▼申請場所／一宮庁舎保険年金課、尾西・木曽川庁舎窓口課、出張所

▼申請に必要な物／印鑑、健康保険証、預貯金通帳（ゆうちょ銀行は振り込み用の店名・口座番号が必要）、保険診療点数が記載してある領収書

※高額療養費支給決定通知書または限度額適用認定証が必要な場合があります。



小中学生の入院医療費助成

20年度に小中学生の入院医療費助成が始まりました。20年4月診療分以降が対象で、健康保険適用分を助成します。一宮庁舎保険年金課、尾西・木曽川庁舎窓口課、出張所で申請でき、原則、申請月の翌月末に払い戻されます。

一宮地域文化広場・尾西文化広場を4月から民間企業が管理運営

公募で選ばれた指定管理者が、4月から一宮地域文化広場・尾西文化広場の管理・運営を行います。両施設では今後も催し・教室を従来どおり開催します。

21年4月1日～26年3月31日の両施設の指定管理者は、ハマダスポーツ企画(株)です。

【問】 一宮地域文化広場 ☎(51)2180



一宮地域文化広場



尾西文化広場